



佐賀県公報

平成15年
12月26日
(金曜日)
第 12399号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更 (六二二・福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (六二二・) 一
- 生活保護法に基づく施術機関の指定 (六二三・) 二
- 青少年に有害な図書等の指定 (六二四・児童青少年課) 二
- 特定第二号漁業者の同意の適合 (六二五・漁政課) 四
- 公 告
- 建設業の許可の取消処分 (監理課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 六
- " " () 六
- " " () 六
- " " () 六
- 選挙管理委員会事項
- ◎選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正 (告示・九一) 六

○ 告 示

●佐賀県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十五年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名 称

所在地

廃止年月日

医療法人元生會 脇山内科

唐津市町田二丁目一番六号

平成一五・一一・一

古賀 医 院

鳥栖市儀徳町二九〇七番地一

"

たけお 歯 科

武雄市武雄町大字昭和二九〇番地

"

入野 歯 科 医 院

東松浦郡肥前町大字入野甲一九六一番地一

"

二 変更医療機関

名 称

所 在 地

変更年月日

やよいがおか鹿毛病院

鳥栖市弥生が丘二丁目一四三番地

平成一五・九・二〇

鳥栖市鳥栖北部丘陵土地区画整理事業地内医療一區画

うえまつ 歯 科

鳥栖市弥生が丘二丁目九番地

"

鳥栖市今町六六四番地二

●佐賀県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十五年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

たんぽぽクリニク

佐賀市若宮一丁目一九番二九号

平成一五・一一・一

医療法人元生會 脇山内科	唐津市町田一丁目二三九八番地二	〃
医療法人古賀医院	鳥栖市儀徳町二九〇七番地一	〃
いのくち医院	三養基郡中原町大字箕原二九四六番地	〃
前田 齒科 医院	藤津郡嬉野町大字下宿甲四二七一番地二	〃
医療法人エムアンドエス 村田齒科医院唐津	唐津市鏡一八七〇番地一	〃
なかた 齒科 医院	鳥栖市原古賀町七〇七番地一	〃
たけ お 齒科	武雄市武雄町大字昭和二九〇番地	〃
入野 齒科 医院	東松浦郡肥前町大字入野甲一九六一番地一一号	〃
神代薬局 若宮店	佐賀市若宮一丁目一九番三〇号	〃
マ イ 薬 局	唐津市大石町二四六六番地	〃
ジャスコ佐賀大和店薬局	佐賀郡大和町大字尼寺三三三五番地	〃
神崎薬局 本店	神崎郡神崎町大字田道ケ里二二七一番地五	〃
くりやま薬局	三養基郡中原町大字箕原二九四六番地一	〃

●佐賀県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十五年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

施術機関名	所在地	指定年月日
吉本整骨院	佐賀市神野西四丁目三番三号	平成一五・一一・一
かつらぎ整骨院	伊万里市伊万里町甲一三番地一	平成一五・一一・二七

●佐賀県告示第六百二十四号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十五年十二月二十六日 佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	15-251	コミック アムール No. 169 1月号	(株)サン出版	03801-01	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	15-252	愛の体験スペシャルDX 1月号	竹書房	11585-1	
〃	15-253	パシャ! vol. 3 1月号 カルビPOWER 1月号増刊	若生出版(株)	02592-01 ㊦-2/1	
〃	15-254	漫画 ローレンス 新年1月号	(株)綜合図書	18387-1	
〃	15-255	グラビア&コミック GON! スペシャル Vol. 4 GON! 1/15増刊	ミリオン出版(株)	03912-1 ㊦-'04.2/1	
〃	15-256	正統派美少女グラビア+コミック すっぴん 01月号増刊 Kissui [きっすい] VOL. 002	英知出版(株)	05464-01 ㊦2004 1/27	
〃	15-257	COMIC BOY [コミックボーイ] VOL. 210 1月号	(株)日本出版社	13723-1	
〃	15-258	体験マンガ噂の真(ホント?) 偽(ウソ?) 1月号(うわさのしんぎ) オレンジ通信 1月号増刊	(株)東京三世社	02190-1 ㊦2004 1/29	
〃	15-259	DOPE [ドープ] ザ・ベスト MAGAZINE オリジナル 12月号増刊	KKベストセラーズ	04040-12 ㊦-2004 1/28	
〃	15-260	ホイップ No. 48 1月号	(株)コアマガジン	08169-1	
〃	15-261	マドンナハウス Vol. 198 1月号	若生出版(株)	08357-01	
〃	15-262	GOKUH ゴクウ No. 150 1月号	バウハウス	03797-01	
〃	15-263	BOMBER [月刊] メルフレボンバー No. -032 1月号	KKベストセラーズ	08513-01	
〃	15-264	アクトレス VOL. 255 1月号	(株)リイド社	01471-01	

●佐賀県告示第六百二十五号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定による特定第二号漁業者の同意があった旨の届出は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成十五年十二月二十六日

佐賀県知事 古川 康

区 域	鎮西町第四区域(鎮西町漁業協同組合地区のうち加唐島の地区)	区 分	一本釣漁業
			一ついでし網漁業
大浦浜区域			小型機船底引き網漁業(えび漕ぎ漁業)
飯塚区域			小型機船底引き網漁業(手操第二種漁業)および総トン数十トン未満の漁船により行うえび漕ぎ網漁業(えび漕ぎ)。

○ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成15年12月26日

佐賀県知事 古川 康

届出をした年月日	被処分者の商号又は名称及び主たる所の所在地	被処分者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
平成15年6月25日	株式会社玄海 東松浦郡玄海町大字長倉1553番地2	田中 裕治 佐賀県知事許可(般-12)第6585号	土木工事業、建築工事業、大工工事業、及び・土工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、内装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成15年6月9日
平成15年7月3日	有限会社梶原工務店 鳥栖市萱方町206番地43	梶原 義博 佐賀県知事許可(般-13)第3237号	建築工事業に関する特定建設業の許可	平成15年5月6日
平成15年7月4日	株式会社カミア土木工業 神埼郡三田川町吉田八本柳673番地1	野口 賢治 佐賀県知事許可(般-11)第9289号	土木工事業、建築工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可	平成15年4月8日
平成15年7月15日	松本住宅 唐津市旭が丘5番地5	松本 茂秀 佐賀県知事許可(般-14)第7993号	建築工事業に関する一般建設業の許可	平成15年6月3日
平成15年7月22日	山口塗装工業 藤津郡太良町大字伊福甲3230番地	山口 信也 佐賀県知事許可(般-12)第5986号	塗装工事業に関する一般建設業の許可	平成15年6月27日

平成15年 7月29日	有限会社和興建設 佐賀郡久保田町大字 徳万2001番地18	江口 和保 佐賀県知事許可 (般-10) 第9135号	とび・土工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年7月 2日	平成15年 9月22日	太田建設 三養基郡北茂安町大 字東尾2172番地	太田 邦英 佐賀県知事許可 (般-13) 第5489号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年5月 30日
平成15年 8月5日	共栄建設 唐津市和多田大土井 11番8	横内 悟 佐賀県知事許可 (般-12) 第8549号	土木工事業、建築 工事業、とび・土 土工事業、石工事 業、管工事業、舗 装工事業、しゅん せつ工事業及び水 道施設工事業に関 する一般建設業の 許可	平成15年7月 4日	平成15年 9月25日	林田建設 伊万里市伊万里町甲 816番地	林田伊太郎 佐賀県知事許可 (般-12) 第4504号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年8月 20日
平成15年 8月13日	寺田建築 東松浦郡玄海町牟形 1135番地1	寺田 吉弘 佐賀県知事許可 (般-12) 第9625号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年8月 4日	平成15年 9月29日	岩屋建設株式会社 東松浦郡蔵木町本山 168番地9	山本 博司 佐賀県知事許可 (般-12) 第9505号	とび・土工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年9月 3日
平成15年 8月20日	佐伯建設株式会社 東松浦郡相知町大字 相知2149番地1	佐伯 幸高 佐賀県知事許可 (般-11) 第2683号	造園工事業に関す る特定建設業の許 可	平成15年8月 5日	平成15年 10月30日	株式会社鶴城建設 唐津市町田三丁目14 番地30	草野 和子 佐賀県知事許可 (般-12) 第7655号	土木工事業、建築 工事業、とび・土 土工事業、管工事 業、舗装工事業及 び水道施設工事業 に関する一般建設 業の許可	平成15年10月 14日
平成15年 9月16日	BORSCHT工業 佐賀市多布施一丁目 11番地1	渡辺 博之 佐賀県知事許可 (特-11) 第9376号	電気通信工事業に 関する一般建設業 の許可	平成15年8月 21日					
平成15年 9月17日	有限会社青木建築 東松浦郡鎮西町名護 屋606番地	青木 和樹 佐賀県知事許可 (般-13) 第8771号	建築工事業に関す る一般建設業の許 可	平成15年8月 22日	平成15年 11月4日	有限会社大貴電設 西松浦郡有田町中部 乙3323番地3	中島 大貴 佐賀県知事許可 (般-12) 第7564号	鋼構造物工事業及 び水道施設工事業 に関する一般建設 業の許可	平成15年9月 5日
平成15年 9月17日	有限会社藤源 唐津市神田2202番地 15	藤野久仁子 佐賀県知事許可 (般-14) 第9832号	内装仕上工事業に 関する一般建設業 の許可	平成15年8月 22日	平成15年 11月13日	有限会社山田建設 武雄市武内町大字真 手野19801番地	山田 博美 佐賀県知事許可 (特-14) 第9817号	土木工事業、とび・ 土工事業、石工事 業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業 及び水道施設工事 業に関する一般建 設業の許可	平成15年8月 7日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成15年12月26日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市萱方町字前田69番1、70番1、71番1、106番5及び106番22並びに

これらに伴う道路及び水路の区域の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三養基郡上峰町大字坊所392番地1

有限会社ソライ開発

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成15年12月26日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡川副町大字南里字五本谷九角757番及び773番2、字五本谷八角767

番1、767番4、770番、771番1、772番1、772番2、774番2、774番3及

び774番6並びに字五本谷九角757番並びに字五本谷八角767番1、767番4、

770番、772番1及び772番2の地先の道路

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小城郡小城町大字松尾4080番地3

有限会社ビッグエム

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成15年12月26日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

佐賀郡大和町大字尼寺柿園1076番2及び1078番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐賀市本庄町大字本庄1番地1

有限会社新生開発

○選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第九十一号

選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十三年佐賀県選挙管理委員会告示第十五号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月二十六日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾 紀 男

第一条中「佐賀県特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例」を「佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」に、「投票管理者」を「投票所の投票管理者」、期日前投票所の投票管理者」に、「投票立会人」を「投票所の投票立会人」、期日前投票所の投票立会人」に改める。

第二条の表中

「投票管理者」	一日につき	一一七〇〇円	を
「投票所の投票管理者」	一日につき	一一七〇〇円	に
「期日前投票所の投票管理者」	一日につき	一一二〇〇円	

投票立会人

一日につき 一〇、八〇〇円

を

投票所の投票立会人

一日につき 一〇、八〇〇円

期日前投票所の投票立会人

一日につき 九、六〇〇円

に改める。

第三条の表中

投票管理者

を

投票所の投票管理者

期日前投票所の投票管理者

に、

投票立会人

を

投票所の投票立会人

期日前投票所の投票立会人

に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

購読料 一か年三、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県総務部総務学事課

発行者 平成十五年十二月二十六日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日
西部印刷企画 毎週月水金曜日
(株)